

幡多広域消費生活センター便り



最近、化粧品や健康食品で「初回のみ無料」や「お試し」といった広告を見て申し込んだところ、実は定期購入の契約になっていたという相談が増えています。

広告や購入の画面には、定期購入が条件となる旨を記載していることがほとんどですが、中には海外の詐欺まがいのサイトもあるので注意が必要です。大幅な割引や無料などの商品を購入する際には、購入条件などをよく確認しましょう。

県内事例①

SNSの広告を見て送料のみ負担する化粧品を注文した。外国から商品が届いたが、同封の文章を確認すると、14日以内にキャンセルしなければ、毎月1万2千円の商品が届く定期購入になると書かれていた。解約の電話をしたが、相手が英語だったのでキャンセルできたかわからなく、困っている。(60代 女性)

県内事例②

ネット通販で「初回のみ500円」の健康食品を注文したら定期購入が条件だった。規定の期間まで購入し、解約の電話をしたが全く繋がらない。ホームページには「解約は電話のみで受け付ける」と記載があるが、何度かけても繋がらないのでFAXで解約したい旨を送ったところ「解約は電話でのみ受け付ける」と書かれた書面が届いた。(40代 女性)

アドバイス

- 1 ネット通販が身近になり、最近ではSNSの広告を見て申し込む方も増えていますが、中には詐欺的なサイトもあるので注意が必要です。不安な点があれば申し込まないようにしましょう。
- 2 宣伝文句に惑わされず、購入条件や利用規約、ショッピングガイドなどを十分確認することが大切です。
- 3 申し込む前に、販売しているショップ名やURLなどをインターネットで検索し、ほかの購入者の感想なども参考にしましょう。
- 4 日本語で書かれているため、海外業者のサイトだと気づかない場合もあるので注意が必要です。

地域見守り情報 第89号より

困ったときは消費生活センターへご相談ください(消費者ホットライン188)

【幡多広域消費生活センター】相談受付日時/月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ☎34-6301 FAX 34-6295

〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

お知らせ

幡多広域消費生活センターは、四万十市文化複合施設の建設にともない、3月16日(月)から下記の住所へ移転します。電話番号につきましては決まり次第お知らせします。

【住所】四万十市右山五月町8番13号(アピアさつき 屋上駐車場西側)



心配ごと・困りごと、人権・
行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんどり、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりでは悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください(予約不要)。

◆開催日時・場所

・2月10日(月)

午前10時～正午

午後1時30分～午後3時30分

総合センター(佐賀)

・3月13日(金)

午前10時～正午

有井川多目的研修集会所

午後1時30分～午後3時30分

保健福祉センター

※3月13日午後の相談所には、行政書士もいます。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課人権啓発係

☎5513113